

## 論点に対する回答

分野	国立大学の入学金等のデジタル化
省庁名	文部科学省
<p>国立大学の入学金・入学検定料（「入学金等」）について、金融機関の窓口等での納付を求める例がある。納付のデジタル化は、大学の事務負担、保護者の来店負担及び納付窓口の納付処理の負担を軽減する施策であると考えられるところ、下記の関連する論点につき、設問によっては前段・後段のそれぞれについて、回答されたい。</p> <p>なお、令和4年6月の規制改革実施計画において、各府省の行政手続におけるキャッシュレス化の推進につき、また令和5年6月の規制改革実施計画において、地方公共団体への公金納付等のデジタル化につき閣議決定しており、デジタル原則の下、政府全体としてデジタル完結に向けて取り組んでいるところ。デジタル社会を実現し、学生・保護者の利便性向上を図るため、国立大学の入学金等についても、デジタル化を実現すべきと考える。</p>	
<p><b>【論点1】 国立大学の校内事務全般のDX化について</b>  (1) 国立大学の校内事務全般（論点2以下の事務に限らない）のDX化について、その現状及び文部科学省の支援体制について御教示いただきたい。</p>	
<p><b>【回答1】</b>  デジタル社会の実現に向けた重点計画の工程表を踏まえ、第4期中期目標期間における全国立大学法人の中期目標にデジタルキャンパスの推進に関して記載を設けている。また、国立大学のDX促進に資する設備の整備など、教育研究環境の整備に対する支援を行っている。</p>	
<p><b>【論点2】 国立大学の入学金等について</b>  (1) 国立大学の入学金及び入学検定料の納付手段について、インターネットバンキング、ペイジー、クレジットカード等（「電子的手段」）を認めず、金融機関等（コンビニエンスストアを含む）の窓口で支払を求めている国立大学法人の数、および電子的手段を認める国立大学法人の数を、入学金と入学検定料のそれぞれで、12月11日時点で把握している限りでお答え</p>	

いただきたい（前段）。電子的手段を認めていない国立大学法人名及びその理由も併せて御教示いただきたい（後段）。

（２）入学金等の支払のデジタル化により、紙の振込依頼書等を用いた窓口での振込がなくなるため、大学の印刷・封入作業や消込作業等の事務負担が軽減される、保護者は自宅で支払手続きができる利点があるほか、納付窓口に依頼される振込処理が減るため窓口の負担が軽減されるなど、デジタル化は各方面にメリットがあると考えられるが、入学金等の支払のデジタル化に関する、文部科学省の考え如何。

（３）入学金等の支払いについては、決済代行業者への委託等により電子的手段による納入を可能としている国立大学法人があるところ、デジタル化を阻む原因は何と文部科学省は考えているか。

なお、阻害要因の代表例として、システム導入及び運用に係るコスト負担や本人確認の確実性・容易性などが考えられるが、この点も踏まえて回答いただきたい。

（４）

① 入学金等の支払のデジタル化を進める手段として、文部科学省は、先行事例のグッドプラクティスを周知する意向と聞いているが、その具体的な方法及びスケジュール如何。

② デジタル化実現に向けた客観的な担保として、法令で支払手段を明記する方法（国立大学等の授業料その他の費用に関する省令の改正を含む）が考えられるが、これに対する文部科学省の考え如何（前段）。周知及び法令規定以外で、入学金等の支払のデジタル化の実施を担保する方法について、考えられる手段（各大学の会計規則等の改定など）があれば御教示いただきたい（後段）。

（５）入学金等の支払のデジタル化に係る、システム構築時期やデジタル支払開始時期等のスケジュール感について、文部科学省はどのように考えているのか、具体的な時期を明示した上で御教示いただきたい。

（６）国立大学の入学金等のデジタル化の状況を取りまとめて公表すべきと考えるが、文部科学省の考え如何。

## 【回答2】

- (1) 入学金については、86 大学中 44 大学が電子的手段を採用しており、検定料については、86 大学中 80 大学が電子的手段を採用している。電子的手段を認めてない大学については、法人名を出すことは差し控えたいが、理由の聞き取りを行ったところ、本人確認の確実性や振込手数料の問題等が挙げられていた。
- (2) 入学金等の支払のデジタル化については、ご指摘のようなメリットが挙げられるため、文部科学省としても、推進してまいりたい。なお、(3)でも述べることになるが、システム導入等に係るコスト負担も生じることから、各大学において計画的に進めていく必要があると考えている。
- (3) 各大学により状況は異なるので、一概に申し上げる事は出来ないが、現在、デジタル化を進めていない大学に聞き取りを行ったところ、ご指摘のシステム導入や運用に係るコスト負担、本人確認の確実性・容易性等が挙げられており、その他にも振込手数料が本人負担になってしまう等の懸念が挙げられていた。
- (4) ①今回お示しさせていただいた、各大学における授業料等の支払い方法に関する調査結果とともに、各大学に通知文書を発出する予定。(年内を目途。)
- (4) ② 電子的手段である、クレジットカードやインターネットバンキング等では、そのシステム利用料を大学若しくは学生が負担することとなるが、大学が負担するのであれば、その分減収となり、学生が負担することとなれば、家計圧迫にもつながることとなる。そのため、法令等によって電子的手段を明記し、強制させることは適切ではないと考えている。また、電子的手段を導入するかどうかについては、各大学において比較考量の結果、決定するものであるから、国が入学金等の支払のデジタル化の実施を担保する必要はなく、あくまで自発的な取組として推進していくことが望

ましいと考えており、そのために有効な手段が好事例の周知であると考えている。

(5) お示しさせていただいた各大学における授業料等の支払い方法に関する調査結果とともに、各大学に文書を発出する予定であり、それを踏まえ各大学の判断により、電子的手段を導入するかどうかを決定することとなるため、システム構築時期等は各大学が決定するものと考えている。

(6) 今回お示しさせていただいた、各大学における授業料等の支払い方法に関する調査結果を各大学に文書を発出する予定。(年内を目途。)

### 【論点3】 国立大学の授業料について

- (1) 全ての国立大学は、口座振替に対応済みとの理解でよいか。
- (2) 国立大学の授業料の支払手段として、銀行口座からの口座振替が一般的であるところ、決済代行業者への委託等により電子的手段による納入を可能としている国立大学法人がある点も踏まえ、口座振替以外の電子的手段も導入し、利用者の利便性をさらに高めることも考え得るが、文部科学省の考え如何。
- (3) 国立大学の授業料のデジタル化の状況をとりまとめて公表すべきと考えるが、文部科学省の考え如何。

### 【回答3】

- (1) 86 大学中 84 大学が口座振込を行っており、残りの大学でも電子的手段を採用しており、全大学が電子的手段に対応済みである。
- (2) 口座振替以外の電子的手段の導入に一定のメリットがあることは御指摘の通りであるが、他方で能動的な支払行為が必要となり、支払忘れなどへの対応が生じる可能性があることから、どのような電子的手段を導入するかどうかについては、各大学が比較考量をした上で、決定するものであり、あくまで自発的な取組として推進していくことが望ましいと考えている。
- (3) 今回お示しさせていただいた、各大学における授業料等の支払い方法に関する調査結果を各大学に文書を発出する予定。(年内を目途。)